

山県市の用途地域と各種規制等について

令和7年11月現在

山県市において、高富地域は都市計画区域内（区域区分非設定）、

美山地域及び伊自良地域は都市計画区域外となります。

※各地域の大字は次のページを確認してください。

◆用途地域・制限等

凡　例		建ぺ い率	容積 率	※ 1	道路 斜線 制限	隣地 斜線 制限	北側 斜線 制限	日影規制 (対象建築物 : 高さ 10m超え)	・絶対高さ制限 ・外壁の後退距離 ・防火、準防火地域 ・建基法 22 条区域
第1種中高層 住居専用地域		60%	200%	0.4	∠1.25	20m+ ∠1.25	×	5mで 4 時間 10mで 2.5 時間	×
第1種住居地域		60%	200%	0.4	∠1.25	20m+ ∠1.25	×	5mで 5 時間 10mで 3 時間	×
第2種住居地域		60%	200%	0.4	∠1.25	20m+ ∠1.25	×	5mで 5 時間 10mで 3 時間	×
準住居地域		60%	200%	0.4	∠1.25	20m+ ∠1.25	×	5mで 5 時間 10mで 3 時間	×
近隣商業地域		80%	200%	0.6	∠1.5	31m+ ∠2.5	×	5mで 5 時間 10mで 3 時間	×
準工業地域		60%	200%	0.6	∠1.5	31m+ ∠2.5	×	5mで 5 時間 10mで 3 時間	×
上記以外 の区域	III	60%	200%	0.4	∠1.25	20m+ ∠1.25	×	5mで 5 時間 10mで 3 時間	×

※ 1 前面道路の幅員が 12 m未満の場合、当該道路幅員に乗ずる数値。

注) 日影による建築物の高さ制限については、岐阜県建築基準条例による。

◆その他 地域地区等

凡 例	大字	垂直積雪量 (建基法施行令 第 86 条第 3 項)	災害危険区域 (建基法第 39 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別用途地区 ・特定用途制限地域 ・特例容積率適用地区 ・高層住居誘導地区 ・高度地区又は高度利用地区 ・特定街区 ・都市再生特別地区、居住調整地域、 居住環境向上用途誘導地区又は 特定用途誘導地区 ・特定防災街区整備地区 ・景観地区 ・風致地区 ・駐車場整備地区 ・臨港地区 ・歴史的風土特別保存地区 ・第 1 種歴史的風土保有地区又は 第 2 種歴史的風土保有地区 ・緑地保全地域、特別緑地保全地区 又は緑化地域 ・流通業務地区 ・生産緑地地区 ・伝統的建造物群保存地区 ・航空機騒音障害防止地区又は 航空機騒音障害防止特別地区
高富地域	高富、佐賀、 東深瀬、西深瀬、 高木、梅原、椎倉、 伊佐美、赤尾、 大桑	0.4m以上	×	×
美山地域	岩佐、中洞、富永、 青波、佐野、船越、 日永、出戸、相戸、 柿野、徳永、 笹賀、 椿、谷合、田栗、 片原、神崎、円原、 葛原	1.0m以上 ※多雪区域	神崎字小原ガ イト 464、 466、467-1、 467-2、467-3 (指定されて いる土地の 地番)	×
伊自良地域	洞田、小倉、大森、 藤倉、大門、長滝、 平井、掛、松尾、 上願	0.8m以上	×	×

◆関連情報

土砂災害防止法・土石流危険区域、砂防指定地区、急傾斜崩壊危険区域、盛土規制法等については下記、岐阜県ホームページにて区域指定状況を確認できます。

リンク先： <http://portal.gifugis.jp/sabo/danger/portal.html>
 盛土規制法： <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/391371.html>